

医政歯発0526第1号
健健発0526第1号
健が発0526第1号
基安労発0526第1号
子家発0526第3号
子母発0526第3号
保保発0526第1号
保国発0526第2号
保高発0526第2号
保連発0526第1号
令和2年5月26日

(別記) 御中

厚生労働省医政局
歯科保健課長
(公印省略)
厚生労働省健康局
健康課長
(公印省略)
がん・疾病対策課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課長
(公印省略)
母子保健課長
(公印省略)
厚生労働省保険局
保険課長
(公印省略)
国民健康保険課長
(公印省略)
高齢者医療課長
(公印省略)
医療介護連携政策課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、その後、感染状況の変化等を踏まえた区域変更や期間延長を経て、5月25日に全ての区域において緊急事態宣言を解除したところです（別添1）。

①健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等、②特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業、③母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査等、④労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づく健康診断並びに⑤各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導（上記①から④までに該当するものを除く。以下同じ。）（以下「各種健診等」という。）の実施については、当該緊急事態宣言の解除を踏まえ、下記のとおりとしますので、別紙Q&Aも活用し、適切な対応をお願いします。なお、母子保健法に基づく健康診査等については、「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和2年5月1日時点）」（令和2年5月1日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課事務連絡別添）を後日改正し、送付する予定ですので、改正後のQ&Aを御参照ください。また、都道府県においては管内市町村へ、保険者団体等においては貴管内の保険者等へ改めての周知徹底をお願いします。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改訂）」（令和2年4月17日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）並びに「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応について」（令和2年4月14日付厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課、医政局歯科保健課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導について」（令和2年4月24日付厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡）及び「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月10日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課事務連絡）は廃止します。

記

第1 緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等の実施について

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、各種健診等については、その意義や実施主体の責務などの制度趣旨等に則り、以下の点に留意の上、適切に実施すること。

1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下1において「各種健診・保健指導等」という。）の実施について

各種健診・保健指導等の実施については以下のとおりとすること。

ア 各種健診・保健指導等を実施するに当たっては、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

イ 仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により各種健診・保健指導等を受診できない者に対し、別に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

2 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業の実施について

(1) 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下(1)において「特定健康診査等」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア 特定健康診査等を実施するに当たっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

イ 地域における特定健康診査等の実施方針については、保険者協議会の仕組み等を適宜活用して、保険者及び医療機関等との合意の上で決定すること。その際、特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること。

ウ 保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、特定健康診査等の実施方針を適切に周知すること。

エ 仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。

オ 昨年度の特定健康診査の結果が受診勧奨域であった者等については糖尿病等の重症化の危険性が高いため、受診勧奨に努める等重症化予防のための適切な措置を行うこと。

(2) 保険者が行うその他の保健事業（以下(2)において単に「保健事業」という。）の実施については以下のとおりとすること。

保健事業を実施するに当たっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、以下のとおりとすること。

ア 各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、実施すること。

イ 仮に延期等の措置をとる場合には、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。また、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、第1の3の(1)に準じた取扱いとすること。

(3) 個別での健康診査、保健指導等を実施する場合には、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

- (4) 母子保健法に基づく訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、第2を参照すること。

4 安衛法等に基づく健康診断の実施について

- (1) 安衛法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

- (2) 安衛法第66条第2項及び第3項並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）を根拠とする健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

5 各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施について

各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施については、第1の1のアに準じた取扱いとすること。

第2 各種健診等を実施する際の感染拡大防止等について

各種健診等を実施する場合には、以下の点に留意し、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。

- 1 各種健診等を集団で行う会場等では、マスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置や手洗いなどによる手指衛生の徹底、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）など適切に対応すること。
- 2 訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。
 - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
 - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 その他、対象者に対し各種健診等を個別に実施する場合についても、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 4 上記の感染防止策の他、関係団体が策定した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（別添2）等も参考に、適切な感染防止策を講じた上で行うこと。また、各種健診等を受診する者に対し、感染予防策について、政府が公表している資料等（別添3等）を用いて適切に周知すること。

第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更。新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる」とこととされているところ、仮に今後、再度、緊急事態宣言が行われた場合には、当該緊急事態宣言の対象地域における各種健診等の実施に当たっては、以下のとおりとすること。

- 1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下1において「各種健診・保健指導等」という。）の実施について
各種健診・保健指導等の実施については以下のとおりとすること。
 - ア 緊急事態宣言の対象地域における各種健診・保健指導等であって、
 - ① 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。
 - ② 個別で実施するものについては、各自治体において、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
 - イ 延期等により、各種健診・保健指導等を受診できない者には、別に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

2 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業の実施について

(1) 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下(1)において「特定健康診査等」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア 緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等であって、

① 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。ただし、対象者の疾病の発見の遅れや症状の悪化につながる可能性があること等を踏まえ、特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合には、第2に特に留意の上、緊急事態宣言の期間において特定健康診査等を実施しても差し支えないこと。

② 個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

イ 地域における特定健康診査等の実施方針については、保険者協議会の仕組み等を適宜活用して、保険者及び医療機関等との合意の上で決定すること。その際、特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること。

ウ 保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、特定健康診査等の実施方針を適切に周知すること。

エ 延期等により、特定健康診査等を受診できない者には、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。

オ 昨年度の特定健康診査の結果が受診勧奨域であった者等については糖尿病等の重症化の危険性が高いため、受診勧奨に努める等重症化予防のための適切な措置を行うこと。

(2) 保険者が行うその他の保健事業（以下(2)において単に「保健事業」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア 緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業であって、

① 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、実施を延期すること。

② 個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

イ なお、外出自粛により、生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組により、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について

- (1) 緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、以下のとおりとすること。
 - ア 緊急事態宣言の期間において、原則として集団での実施を延期すること。
 - イ ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。
 - ウ なお、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。
- (2) 緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、第 3 の 3 の(1)に準じた取扱いとすること。
- (3) 個別で実施する健康診査、保健指導等については、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
- (4) 母子保健法に基づく訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、第 2 を参照すること。

4 安衛法等に基づく健康診断の実施について

安衛法等に基づく健康診断の実施については、第 1 の 4 と同様の取扱いとすること。

5 各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施について

各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施については、第 3 の 1 のアに準じた取扱いとすること。

6 各種健診等を実施する場合には、第 2 を参照の上、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。

【別記】

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

後期高齢者医療主管課（部）

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

全国健康保険協会

健康保険組合

健康保険組合連合会

共済組合所管課（室）

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 母子保健主管部局・児童福祉主管部局

都道府県労働局労働基準部健康主務課